

審議会・懇談会等への区民参加（概要）

審議会や懇談会などの運営を区民の皆さんに一層開かれたものとし、幅広く区民の意見を反映させるために、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」を定めました。主な内容は次のとおりです。

【委員の選任方法】

委員の数	審議の実効性を高め、円滑な運営を行うため、原則として20人以内とします。
委員の他の会議との兼任	やむを得ないものに限ることとします。
委員の任期	原則として連続して3期までとします。
委員の年齢構成	各年代層の意見を反映できるようその均衡に配慮します。
団体推薦による委員選任	会議の所掌事務にふさわしい知識や経験を有する方の推薦を求めるものとします。
公募の委員	区民の幅広い参加を保障する観点から、会議の目的・性格に応じて積極的に募集します。また、適任者を選任するために公募方法を工夫します。
委員の男女比率	均衡の取れた選任に努めます。

【会議の運営】

開催回数や開催日時等の工夫	土・日曜日や夜間にも会議を開くなど、開催日時等を工夫し、傍聴機会の充実や会議の活性化に努めます。
議事録等の作成・公表	広報すぎなみや区ホームページ等を利用して、会議の状況を随時区民にお知らせし、情報提供に努めます。
会議の公開	開催日程、開催場所等を必要に応じて事前に区民に周知し、傍聴者の増加等に努めます。
区民意見の反映	広報すぎなみ、区ホームページ、区政モニター、区民アンケート等を活用し、広く区民意見の反映に努めます。

【お問合せ先】

企画課